

広 資 料 第 3 号
令 和 4 年 4 月 1 日
企 画 財 政 部 財 政 課
市 民 情 報 提 供 資 料

令和4年度予算執行方針について

このことについて、武蔵村山市予算事務規則第14条に基づき、別紙のとおり定めましたのでお知らせします。

令和4年度予算執行方針について（依命通達）

内閣府が発表した令和4年3月の月例経済報告によると「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」としている。

令和4年度の本市の財政状況は、歳入の根幹をなす市税収入が、2年ぶりに100億円台を回復したが、財政構造の硬直化は、依然として続いている状況にある。

また、原材料価格の上昇による景気の下振れリスクがあることから、これによる今後の本市の財政に与える影響についても、十分留意する必要がある。

こうした中、本市の最重要施策のひとつである「多摩都市モノレールの市内延伸」については、令和4年度東京都予算に、上北台から箱根ヶ崎間の延伸の事業化に向けた現況調査及び設計等に係る予算が引き続き計上されたところであり、延伸実現に向けて着実に進展している状況にある。

本市においては、このような東京都の動向を踏まえ、「モノレール沿線まちづくり構想」で示した方向性や施策の具体化を促進するため、令和4年度予算に、各種調査経費を引き続き計上したところであるが、多摩都市モノレール延伸後を見据えたまちづくりは、まさにこれからが本番であり、これに必要な財源は、優先的かつ確実に確保していかなければならない。

また、「第五次長期総合計画」に掲げる将来都市像を実現するため、各種施策に取り組むとともに、「ウイズ・コロナ」、「ポスト・コロナ」を見据えながら、市民の負託に応える施策を推進していかなければならない。

加えて、令和7年度までに「団塊の世代」が後期高齢者となることに伴う介護保険や高齢者医療等の社会保障関係経費の増大への対応のほか、本市の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の構築、首都直下地震や年々激しくなる豪雨、台風被害への備え、公共施設の老朽化対策、行政のデジタル化などの直面する課題にも柔軟かつ的確に対応する必要がある。

令和4年度予算の執行に当たっては、予算に計上した施策の目的が確実に達成されることが極めて重要であり、その趣旨に沿って着実に施策を実施する必要がある。とりわけ、市民生活に影響の大きい施策については、早期に事業効果を発現していかなければならない。

さらに、市を取り巻く諸課題に的確に対応しつつ、将来に向けた持続可能な行財政運営を確立するためには、予算の執行過程においても、これまで以上に費用対効果、創意工夫の視点を持ち、市職員としての意識改革を徹底し、受益者負担の適正化等による歳入の確保（財政の体力づくり）や市単独事業の見直しなどの歳出改革（財政のスリム化）を進め、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを不断に行い、一つ一つの事業の効果が最大限に発揮されるよう、従来にも増して様々な創意工夫を凝らしていかなければならない。

よって、貴職におかれでは、現下の市財政を取り巻く状況と課題を職員に十分周知徹底し、下記の事項に留意の上、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命によって通達する。

記

1 全般的な事項について

- (1) 事業執行に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会情勢の変化を十分に踏まえること。
- (2) 予算執行に当たっては、法令等の遵守はもとより、事業内容について十分に検証し、事業の効率性や実効性を更に高める努力や工夫を推し進めること。

2 歳入について

- (1) 市税については、経済の動向に留意しつつ、課税客体を的確に把握すること。また、令和2年度までの市税の収納率については、それまでの徴収努力を反映して10年連続で向上している。令和4年度も収納率の維持・向上に向け、引き続き徴収努力を行い、収入の確保を図ること。
- (2) 国・都支出金その他の特定財源の金額、収入時期等について変更が生じ、又は生ずることが明らかになったときは、速やかに財政課へ報告すること。
- (3) その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、受益者負担の適正化等を踏まえ、更なる収入確保の取組を進めることにより、增收に向けて最大限の努力を図ること。また、債権管理の一層の適正化を図ること。

3 歳出について

- (1) 効率的な予算執行の観点から、事業内容の更なる精査を行うとともに、事業の実施に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が得られるよう創意工夫し、経費の節減を図ること。
- (2) 事業の執行は、配当予算の範囲内で計画的に行うこと。予備費の充当、予算の流用・用途変更、契約差金の使用又は不用額の使用は、やむを得ない事情がある場合を除き、許可しないものとする。
また、予備費の充当及び予算の流用は、予算が不足する場合の例外的な措置であることから、年度途中において予算の不足が生じた場合には、原則として補正予算で対応すること。
- (3) 各課に関連する事業については、相互に十分連絡調整を図り、万全を期すること。
- (4) 事務経費や施設維持管理経費については、一層の見直しと経費の節減合理化を図り、特に需用費（消耗品費・光熱水費等）の節減を図ること。
- (5) 補助金等の交付に当たっては、武蔵村山市補助金等交付規則、武蔵村山市補助金等交付規則の施行について（依命通達）及び武蔵村山市補助金等交付基準を踏まえ、交付時期及び行政効果等を十分精査し執行すること。

(6) 時間外勤務については、1億円キャップ制の趣旨を踏まえ、武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則に定める範囲内で、必要最小限の勤務を命ずるものとし、週休日の振替等を活用することにより、一層の効率化を図ること。

4 特別会計及び公営企業会計について

特別会計及び公営企業会計においても、本通知の趣旨に沿って予算執行の適正を期すること。

5 予算関係事案の処理について

(1) 予算を伴う条例、規則その他の規程等を定めるとき、新たに予算措置を伴う案件を決定しようとするとき、又は予算措置のない補助金等を申請するときは、あらかじめ財政課へ協議すること。

(2) 他の課に予算の執行委任を行うものについては、「予算変更調書」により、受委任の手続を令和4年4月8日までに行うこと。

(3) 普通建設事業については、特別なものを除き、早期発注に努めること。なお、工期は遅くとも令和5年3月17日を目指すこと。

(4) 予算の執行に当たり、次に掲げる事項については、事務決裁規程等により、あらかじめ財政課長（イは企画財政部長）の合議が必要となるので、留意すること。

なお、事務決裁規程の改正により、令和4年度から宿泊を伴う旅費及び食糧費に係る支出負担行為については、財政課長の合議が不要となるが、今後とも適正な執行に努めること。

ア 補助金等交付要綱を制定するとき

イ 公有財産の購入に係る支出負担行為

ウ 債務負担行為に係る執行同